

徳島市農業委員会定例総会 議事録

1 とき	令和元年8月30日（金） 開会 午後 2時30分 閉会 午後 4時30分
2 ところ	徳島市役所 13階 第一研修室
3 議長	会長職務代理 岸本 昇
4 出席者	<p><農業委員></p> <p>1番委員 岸本 昇 2番委員 橘 栄一 3番委員 天羽 俊文 4番委員 野口 俊廣 5番委員 大貝 美治 6番委員 金澤 敬治 7番委員 能田 義弘 8番委員 西 一 9番委員 久米 裕純 10番委員 川人 泰博 11番委員 佐々木永薫 12番委員 森 政雄 13番委員 品山 昌美 14番委員 植田美恵子 15番委員 細川 勝義 16番委員 谷川 興一 17番委員 鎌田 良昭 18番委員 朝田 三郎</p> <p>*在任委員19名の内、出席者18名</p> <p><農地利用最適化推進委員></p> <p>3番委員 大平 雅義 4番委員 岸野 重幸 5番委員 谷野 勝 6番委員 桑野 欣伸 9番委員 増井 孝重 11番委員 松浦 義幸 12番委員 板東 美佐緒 14番委員 兼田 博行 15番委員 住友 勇 17番委員 野口 芳久 18番委員 政岡 茂</p>
5 欠席者	19番委員 市岡 沙織
6 欠員	なし
7 議事	<p>(1) 研修会 「農業者年金制度と加入促進について」 講師：（一社）徳島県農業会議 主任 笹賀 圭 氏</p> <p>(2) 議事</p> <p>① 農政関係議案 第1号議案 令和2年度に向けた農業施策等の市長提言（案）について 第2号議案 県への来年度重点農業施策に向けた政策提案（案）について</p> <p>② 農地関係議案 付議案件 第3号議案 農地法第3条の規定による許可申請の審議について</p>

	<p>第4号議案 農地法第4条の規定による許可申請の審議について</p> <p>第5号議案 農地法第5条の規定による許可申請の審議について</p> <p>第6号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議について</p> <p>第7号議案 相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について</p> <p>第8号議案 農用地利用集積計画の承認について</p> <p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none">1. 農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出について2. 農地法第4条第1項第7号の規定に基づく農地転用の届出について3. 農地法第5条第1項第6号の規定に基づく農地転用の届出について4. 農地法第18条第6項の処理について5. 地目変更登記に係る照会に対する回答について
--	---

令和元年8月 徳島市農業委員会総会農政関係 議事録

令和元年8月30日 14時30分から
徳島市役所 13階 第一研修室にて開催

(開会 14時30分)

議長 ただいまから、令和元年8月徳島市農業委員会定例総会を開会いたします。
本日の総会は、農業委員19名のうち半数を超える18名が出席しており、会議
が成立しております。欠席の届け出がありました委員は、19番 市岡 沙織委員
以上であります。
はじめに、議事録署名者の選任についてですが、議長名において指名することに
異議はございませんか。

委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、8番 西 一委員、2番 橘 栄一委員に、議
事録の署名をお願いいたします。

議長 本日は議事に入ります前に、研修を予定しております。今回は、「農業者年金の
制度と加入促進について」ということで、お話をいただきます。
講師は、農業委員会の活動を支援するネットワーク機構として指定されておしま
す、一般社団法人徳島県農業会議の笹賀 圭主任にお願いしたいと思います。
それでは、笹賀様、よろしくをお願いいたします。

講師 講義

議長 わかりやすい貴重なお話しありがとうございました。それでは質疑応答に移りた
いと思います。せっかくの機会でございます、御質問はございませんか。

川人会長 総会前にもうねん協議会を開催させていただきました。今年度は、各地区より推
進員さんに入ってくださいましたし、加入推進部長さんも2名増員させていただきました。
その中でそれぞれの地域におきまして、農業をされている若い方々に農業者
年金にぜひとも入っていただきたいと思ひますし、先程講師さんから、女性の農
業者の方にもできるだけ加入へのお声掛けをしてくださいというお話もいただきま
した。入っていただきますと、恐らく年金をもらうときがきたら推進していただ
いて良かったなど言える部分が出てくると思います。それぞれの地域でできるだけ、
1人でも2人でも加入推進をしていただいで、できるだけ多くの方々に農業者年金
に入っていただけるような対応をしていただけたらと思いますので、ぜひともよろ
しくをお願いいたします。

もしわからないことがございましたら、講師さんも説明にきてくださいます。ま
た加入したいという気持ちを持っておられる方がおいでましたら、その方への詳細
な御説明も行っていだけます。

なおせっかく本日お越しただいでおりますので、皆さんが推進をしていく中で、
何か問題点とかいろいろな聞きたいことや御意見がございましたら、説明をしてい

たきますので、ぜひこの機会に御発言お願いいたします。

政岡推進委員 国庫補助分について、御質問します。資料にある国庫補助額は最高216万円とありますが、35歳未満であれば、216万円となるのでしょうか。入る年齢によってかわるのでしょうか。

講師 御説明させていただきます。最高216万円とは、20歳で新規加入した方が当初から35歳までで15年間1万円の国庫補助を受け、35歳以上になり6千円の補助を5年間受けた場合です。よって、35歳未満でも入る年齢や区分によって、補助額が変わります。35歳以上になると最高6千円の補助が10年間となりますので72万円となります。

議長 他にございませんか。それでは、お時間もせまっておりますので、皆さんの推進に期待しております。

笹賀主任におかれましては、大変お忙しい中、貴重な時間をいただき、また、有意義なお話を賜り、誠にありがとうございました。どうか今度とも、御指導の程よろしくお願い申し上げます。

それでは、以上をもちまして研修を終了いたしますが、今一度、講師の笹賀主任に盛大な拍手をお願いいたします。

(講師 退室)

ここで、農業者年金に関しまして本日お配りした資料について、事務局より説明がありますのでよろしくお願いいたします。

事務局 説明(加入推進記録簿の提出時期等)

議長 ありがとうございました。それでは、議事に移ります。

本日の案件は、農政関係からとなります。

第1号議案「令和2年度に向けた農業施策等の市長提言(案)について」ですが、事務局に説明を求めます。

事務局 議案書に添って説明

議長 ただいまの説明につきまして、御意見、御質問等はございませんか。

議長 それでは、本案件につきましてはこの内容で市長への提言を行うということでしょうか。

議長 特に修正等はないようでございますので、そのように取り計らい、提言の結果は、後日御報告いたします。

続いて、第2号議案「県への来年度重点農業施策に向けた政策提案(案)について」であります。

この政策提案は、来年度における国・県の農業施策が積極的に展開されるよう、県の農業会議が市町村の農業委員会の意見を取りまとめ、県知事に政策提案し、県は国に要望するものでございます。

それでは事務局説明をお願いします。

事務局 議案書に添って説明

議長 ただいまの説明につきまして、御意見、御質問はございませんか。

議長 それでは、県への提出期限が迫っておりますので、この内容で提出することといたします。よろしいでしょうか。

委員 異議なし。

議長 それでは、そのように取り計らいます。
県への提出結果についても、市長提言と同様、後日御報告いたします。
このあと、第3号議案から農地関係議案の審議となりますが、10分程度、議事案件の書類閲覧の時間を設けてから審議に移りたいと思います。審議は15時50分から開始でお願いいたします。

令和 元年 8月 徳島市農業委員会総会農地関係 議事録

令和 元年 8月30日 15時35分から書類審査

徳島市役所 13階 第一研修室にて開催

(開会 15時50分)

議長

ただいまから令和元年8月徳島市農業委員会総会―農地関係を開会いたします。

それでは、これより各議案の審議に入りますが、議案各号ごとに採決しますので、よろしくお願いいたします。

では、第3号議案、農地法第3条の規定による許可申請の審議を開始します。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局

それでは第3号議案、農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について御説明します。議案書1ページをお開きください。

全ての申請について法定の添付書類は整っております。

農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しているものは見受けられないと思われま。耕作労力・農機具の保有状況等の問題は見受けられず、また、周辺への支障・影響を生ずる要因は特に見受けられません。

なお、許可の適否にあたり、不許可の例外規定に該当するものや、特に注意すべき事項のある案件については、個別に説明をさせていただきます。

1番案件について、申請した地番が誤っていたため、8月27日付で許可申請の取下願が提出され、これを受理しました。

2番は、譲渡人から譲受人へ、同一世帯内での部分贈与で、農地2筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後も変わらず、115aに至り、譲受人は対象地において、いちごの栽培を行うとのことです。

3番は、譲渡人から譲受人へ、同一世帯内での部分贈与で、農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後も変わらず、115aに至り、譲受人は対象地において、いちごの栽培を行うとのことです。

4番は、譲渡人から譲受人へ、農業廃止による売買で、農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後60aに至り、譲受人は対象地において牧草の栽培を行うとのことです。

5番は、譲渡人から譲受人へ、労力不足による経営縮小による売買で、農地5筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後117aに至り、譲受人は対象地においてブロッコリーとほうれんそうの栽培を行うとのことです。

6番は、譲渡人から譲受人へ、破産管財人による売買で、農地1筆の所有権が移転されるものです。譲受人の耕作面積は許可後123aに至り、譲受人は対象地においてひょうたんを栽培し容器や装飾品として販売を行うとのことです。

第3号議案は1件の取下げがありましたので、以上5件となり、対象地は、田4、266㎡、畑5、330㎡、計9、596㎡です。

御審議をよろしくお願い致します。

議長

事務局からの説明は以上ですが、1件取下げがありましたので、残りの案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。

第3号議案の農地法第3条の規定による許可申請は、2～6番案件を議案書のとおり許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第3号議案については1番案件を取下げ、2番から6番案件を議案書のとおり許可することに決定いたしました。

それでは、次の議案の審議に移ります。第4号議案、農地法第4条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは事務局、議案の説明をお願いします。

事務局 第4号議案、農地法第4条の規定による許可申請の審議について御説明します。議案書2ページをお開きください。

まず、1～2番の案件については保留として今月の案件から外し、翌月分とさせていただきます。理由としましては、農業振興地域整備計画の変更、いわゆる農振除外について平成31年2月に農林水産課で受付した分になりますが、本日までに農振除外の公告が間に合わず、手続きが完了していないためです。結果として、第4号案件につきましては、今月分は3番案件のみとなりますので、よろしく申し上げます。

3番は、申請人が、認可外保育園に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地です。一般基準について、申請人は、医療法人の理事長として病院や介護老人保険施設の経営のほか、複数の業務を行っており、その内に保育園の運営業務も行っています。現在も運営中である既存の保育園は申請地と同じ町内にありますが、築30年以上が経過しており、台風時の雨漏りや、設備の老朽化に伴い、本件申請地に新築移転を計画し、この度の申請に至ったもので、聞き取り及び申請書面上では転用の必要性、確実性は認められます。転用面積についてですが、全体1,033㎡のうち999.51㎡となっています。これは、開発許可上の制限があり、認可外保育園の敷地面積を1,000㎡以下にする条件があるためです。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

第2号議案は、以上で、保留分を含めた転用面積は、田2,536.51㎡。転用目的の内訳は、駐車場・資材置場754㎡、その他施設用地1,782.51㎡になります。以上で説明を終わります。

御審議をよろしく願いいたします。

議長 事務局の説明は以上ですが、1～2番を保留とし、残りの案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。

第4号議案の農地法第4条の規定による許可申請は、3番案件を議案書のとおり許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第4号議案については1～2番を保留とし、3番案件を議案書のとおり許可することに決定いたしました。

続きまして、第5号議案、農地法第5条の規定による許可申請の審議を開始します。それでは事務局、議案の説明をお願いします。

事務局

第5号議案、農地法第5条の規程による許可申請の審議について御説明します。

まず、2番と5番案件についてですが、農業振興地域除外申請の公告が本日まで間に合わなかったため、保留とさせていただきます。後日公告され次第、挙げさせていただきます。

議案書3ページを御覧ください。まず、全ての申請について法定の添付書類は整っています。

1番は、譲受人が賃貸借権の設定を受けて、太陽光発電施設に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について、譲受人は休耕地となっている申請地を有効利用することを計画し、申請に至ったもので、聞き取り及び申請書面上では、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

3番は、譲受人が所有権の移転をし、進入路に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について、譲受人は、隣接地に共同住宅を建築することを計画し、申請地を公道からの進入路として利用することを計画し、申請に至ったもので、聞き取り及び申請書面上では、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

4番は、譲受人が賃貸借権の設定を受けて、露天駐車場に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について、譲受人は、土木建設用機械のリース業を営んでおり、保有しているリース機械の量が増加し、顧客や従業員の駐車場も不足気味になっています。現状ではリース機械の隙間に車両を駐車しており、危険な状況も見られるようになってきたため、近隣で顧客と従業員用の駐車場用地を探していたところ、土地所有者との話がまとまり、申請に至ったもので、聞き取り及び申請書面上では、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。加えて、この地での太陽光設備認定は取っていないことを確認しました。

6番は、譲受人が所有権の移転をし、農業用倉庫及び庭園に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について、譲受人は、自宅に付属する農業用倉庫を建て、残地を庭園として利用することを計画し、申請に至ったもので、聞き取り及び申請書面上では、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、現地はすでに転用行為が行われており、農地法の手続きを取らなかったことを反省する旨の始末書の提出があります。

7番は、譲受人が賃貸借権の設定を受けて、車両回転場に一時転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について、譲受人は、土木建築業を営んでおり、国土交通省による南海トラフ地震の津波対策として、老朽化した樋門改修工事を行うため、一時的に近隣住民の車両回転場として利用することを計画し、以前から一時転用許可を取得していました。しかし、元の工事計画の予定が延長になることが見込まれるため、この度、一時転用の更新申請に至ったもので、聞き取り及び申請書面上では、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

8番は、譲受人が所有権の移転をし、露天資材置場に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について、譲受人は、土木建築業を営んでおり、賃貸借契約による資材置場を返

却し、自ら所有の資材置場を確保したいと考え、この度の申請に至ったものです。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられませんが、転用面積が1,000㎡を越えて大規模であるため、今月の16日に南井上地区の委員さん1名、事務局2名、転用者側2名により地区審査を実施しました。加えて、この地での太陽光設備認定は取っていないことを確認しました。

9番は、譲受人が所有権の移転をし、露天貸駐車場に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について、譲受人は、不動産業を営んでおり、自動車販売・修理業を営んでいる知人が現在の事務所周辺で借りていた駐車場を返却することになり、駐車場用地を探していることを聞いていました。近隣で条件に合う土地を探していたところ、申請地の所有者から売却の申し出があったため、露天駐車場として整備後に貸し出すことを計画し、申請に至ったもので、聞き取り及び申請書面上では、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。加えて、この地での太陽光設備認定は取っていないことを確認しました。

10番は、譲受人が使用貸借権の設定を受けて、世帯分離住宅に転用するものです。立地基準については、集団農地でかつ高性能農業機械による営農に適した甲種農地に区分されますが、集落接続の例外規定に該当し、また、農地を分断する恐れはありません。一般基準について、譲受人は、土地所有者の長男に当たり、現在は実家から離れた賃貸で生活していますが、家族も増えて手狭になり、親の耕作を手伝いながら、実家近くで生活するため住宅を建てることを計画し、申請に至ったもので、聞き取り及び申請書面上では、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。

11番は、譲受人が賃貸借権の設定を受けて、露天駐車場に転用するものです。立地基準については、他の農地区分のいずれにも該当しない第2種農地に区分されます。一般基準について、譲受人は、弁当の製造及び販売を営んでおり、現在借りている営業車及び従業員用の2カ所の駐車場用地を返却し、合計30台程度を確保できる駐車場用地を近隣で探した結果、土地所有者との話がまとまり、一部転用として申請に至ったもので、聞き取り及び申請書面上では、転用の必要性、確実性は認められます。また、隣接農地への被害防除措置についても問題は見受けられません。加えて、この地での太陽光設備認定は取っていないことを確認しました。

第5号議案は以上9件で保留が2件、田が5,565.95㎡、畑が2,175㎡、計7,740.95㎡です。転用目的の内訳は、住宅用地 444㎡、駐車場・資材置場 3,815.78㎡、その他施設用地3,481.17㎡です。

以上、御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、8番の案件で地区審査を行ったということですので、まず、実際に審査にあたった委員さんより、御意見をいただきたいと思えます。

それでは、8番案件の地区審査に参加していただいた、南井上地区の鎌田委員さん、転用計画の内容等について、御心証などはいかがでしたでしょうか。

鎌田委員 今月16日の午前10時から8番案件の地区審査を実施したので、報告します。

参加者は、私と、転用者側2名、事務局2名の5名です。申請対象の農地は、南井上小学校から北へ約400mに位置しており、第2種農地に区分されるとのことです。今回の申請は、土地の所有者と譲受人との間で所有権を移転して露天資材置場に転用しようとするものです。また、農振法の除外については、今年の7月に除外され

ているとのこと。排水については、雨水のみで、地元の水利組合との協議も整っているとのこと。

結論として、今回の転用許可申請について、農地法上で許可となる条件を満たしており、周辺農地に対する被害防除措置についても問題無く、南井上地区の委員は、許可やむを得ないのではないかと心証を持ちました。

報告は以上です。よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。地区審査に参加された委員からの意見は以上ですが、その他、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見・御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。

第5号議案の農地法第5条の規定による許可申請は、2番と5番を保留とし、1番と3～4番、6～11番案件を議案書のとおり許可することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第5号議案については2番と5番を保留とし、1番と3～4番、6～11番案件を議案書のとおり許可することに決定いたしました。

それでは、次の審議に移ります。

第6号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明願の審議について、を開始します。それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 第6議案、相続税の納税猶予適格者証明願の審議について御説明します。

議案書5ページをお開きください。対象地及び相続関係を示す資料等の添付書類は整っています。

1番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、被相続人の子が猶予を受けようとするものです。対象地は全て、全面積が継続して耕作状態にあります。

第6号議案は1件で、対象地は、田●●●㎡となっています。

御審議をよろしくお願いいたします。

議長 事務局の説明は以上ですが、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。

第6号議案の相続税の納税猶予に関する適格者証明願については、本案件を議案書のとおり承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第6号議案については本案件を議案書のとおり承認することに決定いたしました。

それでは、次の審議に移ります。

第7号議案 相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認について、の審議を開始します。

それでは事務局より、議案の説明をお願いします。

事務局 第7号議案、相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の審議について御説明します。議案書6ページからを御覧ください。

1番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。

2番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。

3番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。

4番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。

5番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。

6番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。

7番は、平成●●年●●月●●日に相続が発生し、相続税の納税猶予を受けていたものです。

対象地は全て、納税猶予申告時と同じく農地として利用されております。

第7号議案は、以上7件で、税務署あてに報告しようとするものです。

対象地の面積は田●●●㎡、畑●●●㎡、計●●●㎡となります。

御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。

それでは、御発言が無いようですので採決いたします。

第7号議案の相続税の免除予定事案に係る特例農地利用状況の確認については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第7号議案については全案件を議案書のとおり税務署に報告することに決定いたしました。

それでは、次の議案の審議に移ります。

第8号議案 農用地利用集積計画の承認について、の審議を開始します。

それでは事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 第8号議案、農用地利用集積計画の承認について御説明します。

議案書8ページをお開きください。

全ての申請について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に定める、利用権設定に関する要件はすべて満たしていると思われま。

今月は新規設定が3件、再設定が5件で合計8件となっており、そのうち、賃貸借権が5件、使用貸借権が3件となっております。設定しようとする土地での地区別の内訳は、1～2番が多家良地区・16筆・2件、3番が不動地区・3筆・1件、4番が国府地区・5筆・1件、5～6番が南井上地区・2筆・2件、7～8番が北井上地区・7筆・2件となっております。

利用権設定については以上で、田8筆5,056㎡、畑25筆21,596㎡の合

計33筆26, 652㎡となります。

第8号議案の農用地利用集積計画の承認についての説明は以上です。
御審議をよろしく申し上げます。

議長 事務局の説明は以上ですが、全案件につきまして、申請地区の委員さん、他の委員の皆様、御意見、御質問はありませんか。
それでは、御発言が無いようですので採決いたします。
第8号議案の農用地利用集積計画の承認については、全案件を承認することに異議はございませんか。

全委員 異議なし。

議長 異議がないということですので、第8号議案については全案件を議案書のとおり承認することに決定いたしました。
以上で付議案件の審議を終了します。
続いて、事務局より報告事項の説明をお願いします。

事務局 報告事項について説明します。
議案書10ページを御覧ください。
1番は、農地法第3条の3第1項の規定に基づく権利取得の届出についてです。
12ページに渡り10件受理しました。
13ページを御覧ください。
2番は、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用の届出についてです。
6件受理しました。
14ページを御覧ください。
3番は、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用の届出についてです。
5件受理しました。
15ページを御覧ください。
4番は、農地法第18条第6項の処理についてです。1件処理しました。
16ページを御覧ください。
5番は、地目変更登記に係る照会に対する回答についてです。2件回答しました。
報告事項の説明については以上です。

議長 報告は以上ですが、何か御意見等はございませんか。
以上をもちまして、令和元年8月徳島市農業委員会総会を閉会いたします。
ありがとうございました。
(16時30分)